

宮城県認知症介護実践者等養成研修事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知。（以下「課長通知」という。））に基づき、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るために、認知症介護の専門職を養成するための研修を行う認知症介護実践者等養成研修事業（以下「事業」という。）の実施に関し、局長通知及び課長通知に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 基礎研修の実施主体は、宮城県（以下「県」という。）が別に定める要領に基づき、県が指定する法人により行うものとする。ただし、受講者の受講環境や実施主体の対応の準備等の観点から、実施が困難である間は、集合型の講義・演習又は同時双方向の意思疎通等ができる方法におけるオンラインによる講義・演習とすることができるものとする。

2 実践研修、開設者研修、管理者研修、計画作成担当者研修の実施主体は、県とする。ただし、知事は、事業の実施に当たっては、その全部を委託して行うものとする。

(事業の内容)

第3 事業の内容は、次のとおりとする。

1 認知症介護基礎研修

認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための認知症介護基礎研修（以下「基礎研修」という。）を行うこととする。

(1) 研修対象者

県内（仙台市を除く。）の介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者等とする。

(2) 研修の期間

自習3時間とする（eラーニング）。

講義3時間、演習3時間とする（集合型）。

(3) 実施方法

イ 研修は、原則としてeラーニングにより行うものとする。

なお、対応の準備等の観点からeラーニングによる実施が困難である間は、集合型の講義・演習又は双方向の対話が可能なオンラインによる講義・演習とすることができるものとする。

ロ 知事は、本研修を行う者に係る知事の指定に当たっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護基礎研修の課程（eラーニングの内容を含む。）並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について、必要に応じて提出させ、審査するものとする。

2 認知症介護実践研修

認知症介護実践研修は、「認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防できるよう認知症介護の理念、知識・技術を修得するとともに、地域の認知症ケアの質の向上に関与することができるようになるための認知症介護実践者研修（以下「実践者研修」という。）」及び「事業所全体で認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防できるチームケアを実施できる体制を構築するための知識・技術を修得すること及び地域の認知症施策の中で様々な役割を担うことができるようになるための認知症介護実践リーダー研修（以下「リーダー研修」という。）」とする。

（1）研修対象者

県内（仙台市を除く。）の介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等であって、次の要件を満たす者とする。

イ 認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験2年程度の者とする。

なお、地域密着型サービス事業所の指定基準において受講が義務付けされている管理者・計画作成担当者については、市町村長が推薦した者とする。

ロ リーダー研修の対象者にあつては、介護保険施設、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者で、所属長が適任であると認め、推薦する者とする。この場合、短期利用共同生活介護を実施する認知症対応型共同生活介護事業所の介護従事者については、市町村長が推薦した者とする。

（2）研修の期間

実践者研修及びリーダー研修の研修期間は次のとおりとする。

イ 実践者研修にあつては、講義・演習を24時間、実習に伴う課題設定を4時間、職場実習を概ね4週間、実習のまとめを3時間とする。

ロ リーダー研修にあつては、講義・演習を31時間、実習に伴う課題設定を4時間、職場実習を概ね4週間、実習のまとめを7時間とする。なお、実施に当たっては、認知症介護研究・研修センターが作成した「認知症介護実践リーダー研修シラバス」を参考とする。

3 認知症対応型サービス事業開設者研修

認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修（以下、「開設者研修」という。）を行うこととする。

（1）研修対象者

県内（仙台市を除く。）の指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同

生活介護事業者の代表者で、市町村長の推薦を受けた者のうち、知事が適当と認めた者（以下「開設者研修受講者」という。）とする。

イ 前項の代表者とは、法人の理事長又は理事等相当職の者で、事業所の運営に権限のある者とする。

ロ 知事は、第1項の代表者が次のいずれかの研修を既に受講している場合には、開設者研修を修了したものとみなし、新たに開設者研修を受講する必要はないものとする。

(イ) 宮城県認知症介護実務者研修事業実施要綱（平成15年4月7日施行）に基づく認知症介護実務者研修基礎課程又は専門課程

(ロ) 宮城県認知症介護実践研修事業実施要綱（平成17年4月7日施行）に基づく認知症介護実践者研修又は実践リーダー研修

(ハ) 宮城県認知症高齢者グループホーム管理者研修事業実施要綱（平成17年4月7日施行）に基づく認知症高齢者グループホーム管理者研修

(ニ) 宮城県認知症介護指導者養成研修事業実施要綱（平成13年5月25日施行）に基づく認知症介護指導者養成研修

(ホ) 宮城県認知症高齢者グループホーム開設予定者等研修事業実施要綱（平成16年9月24日施行）に基づく認知症高齢者グループホーム開設予定者等研修

(2) 研修の期間

講義・演習を6時間、外部施設実習（以下「実習」という。）を8時間とする。

(3) 受講の手続き等

イ 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村長を通じて、知事に申し込むものとする。

ロ 知事は、受講の申込に基づき、受講者を決定する。

4 認知症対応型サービス事業管理者研修

「地域密着型サービスの基準・取組」「介護従事者に対する労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの統括的に管理運営できる知識と技術を修得するための研修（以下「管理者研修」という。）を行うこととする。

(1) 研修対象者

県内(仙台市を除く。)の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定されている者で、次に掲げるすべての条件を満たす者のうち知事が適当と認めた者（以下「管理者研修受講者」という。）とする。

イ 宮城県認知症介護実践研修事業実施要綱（平成17年4月7日施行）に基づく認知症介護実践者研修を修了している者、実践者研修を修了してい

る者又は実践者研修を受講中の者

ロ 市町村長の推薦を受けた者

(2) 研修の期間

講義・演習を9時間とする。

(3) 受講の手続き等

イ 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村長を通じて、知事に申し込むものとする。

ロ 知事は、受講の申込に基づき、受講者を決定する。

5 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

「小規模多機能ケアの視点」「地域生活支援」「居宅介護支援計画作成の実際」などの計画作成担当者に必要な専門的知識と技術を修得するための研修（以下「計画作成担当者研修」という。）を行うこととする。

(1) 研修対象者

県内（仙台市を除く。）の指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になる予定の者で、次に掲げる全ての条件を満たす者のうち知事が適当と認めた者（以下「計画作成担当者研修受講者」という。）とする。

イ 宮城県認知症介護実践研修事業実施要綱（平成17年4月7日施行）に基づく認知症介護実践者研修を修了している者、実践者研修を修了している者又は実践者研修を受講中の者

ロ 介護支援専門員

ハ 市町村長の推薦を受けた者

(2) 研修の期間

講義・演習を9時間とする。

(3) 受講の手続き等

イ 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村長を通じて、知事に申し込むものとする。

ロ 知事は、受講の申込に基づき、受講者を決定する。

（事業の実施場所）

第4 事業の実施場所は、知事が適切に講義及び演習を行うことができると認められる研修施設等とする。

（受講の続き及び受講の決定）

第5 受講の手続き及び受講の決定は、委託先が別に定める研修要領によるものとする。

（修了証書の授与）

第6 知事は、各研修期間中において所定の研修科目を修了し、研修の成果があったと認められた者に対して、修了証書を授与する者とする。

（研修記録等の保管）

第7 委託先は、各研修受講者についての登録台帳を作成し、研修に関する一切の記録を保管しておかなければならない。

（認知症介護研修推進計画の策定及び評価）

第8 県は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定し、毎年度計画の実施状況、成果に対する確認及びその評価を行い、国へ報告する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、研修事業の実施についての必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 宮城県認知症基礎研修事業実施要綱（平成28年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 宮城県認知症介護実践研修事業実施要綱（平成17年4月7日施行）は、廃止する。
- 4 宮城県認知症対応型サービス事業開設者研修事業実施要綱（平成18年8月1日施行）は、廃止する。
- 5 宮城県認知症対応型サービス事業管理者研修事業実施要綱（平成18年4月1日施行）は、廃止する。
- 6 宮城県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業実施要綱（平成18年6月14日施行）は、廃止する。
- 7 宮城県認知症介護指導者養成研修事業実施要綱（平成13年5月25日施行）は、廃止する。
- 8 宮城県認知症介護指導者フォローアップ研修事業実施要綱（平成16年8月30日施行）は、廃止する。
- 9 宮城県認知症介護実践者等養成研修事業実施要綱（平成31年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。